

フォークリフトは、工場や倉庫、店舗などで、大きな荷物の運搬に広く利用されています。しかし、安全対策を一步怠ると大きな災害につながる危険性も持ち合わせています。

当署管内においては、フォークリフトが関連する労働災害が、令和2年は21件（はさまれ・巻き込まれ9件、激突され7件、墜落・転落3件、その他2件）、令和3年は23件（はさまれ・巻き込まれ5件、激突され7件、墜落・転落5件、飛来・落下4件、その他2件）発生しており、休業が3か月以上になるケースも複数ありました。

フォークリフトによる労働災害を防止するため、いま一度、安全作業について確認をお願いします。

フォークリフト作業における基本ルール（抜粋）は次のとおりです。

作業計画の作成（安衛則第151条の3）

フォークリフトを用いて作業を行う場合には、

- 作業場所の広さ及び地形、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状に適応する作業計画を定める。
- 作業計画には、フォークリフトの運行経路、作業方法を示す。
- 定めた作業計画の内容を関係労働者に周知する。

作業指揮者の配置（安衛則第151条の4）

複数で荷役作業を行う場合には、作業指揮者を定め、作業計画に基づいた作業指揮を行わせる。

接触の防止（安衛則第151条の7）

フォークリフトや荷に接触する危険のある箇所には、原則、労働者を立ち入らせない。立ち入らせる必要がある場合には、誘導者を配置する。

搭乗の制限（安衛則第151条の13）

フォークリフトの乗車席以外の箇所に労働者を乗せない。

用途外使用の制限（安衛則第151条の14）

フォークリフトで荷を吊らない。人の昇降等に使用しない。

運転資格の確認

フォークリフトの運転業務には資格が必要です。

- 最大荷重1t以上…フォークリフト運転技能講習修了者など有資格者
- 最大荷重1t未満…フォークリフト運転特別教育修了者

その他

- フォークリフト使用に係る社内ルール（制限速度や安全通路等）を定める。
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分する。
- 急停止や急旋回を行なわない。
- 走行時には、フォークリフトの進行方向や荷の死角の確認を徹底する。
- 通路の死角部にはミラー等を設置し、フォークリフト運転者及び歩行者が容易に確認できるようにする。

【参考】「職場の安全サイト」では、フォークリフトを含め、労働災害事例の検索などができます。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

職場の安全サイト

検索

イラスト・木村武司